日本在住・新しく日本に来られた外国人の皆さまへ

日本の医療を支える国民健康保険制度

病気やけがのとき、あなたと家族を守る大切な制度です

日本に住む人は、国籍に関係なく、必ず公的医療保険に加入する決まりになっています。
公的医療保険に加入するには、**保険料（税）の支払いが必要**ですが、**病気やけがをしたときにも安心して医療を受けることができ、医療費の負担が軽くなります。**

公的医療保険に加入すると受けられるメリット

- ◆ 医療機関で診療を受ける際に通常医療費の3割のみを負担し、残りは保険が負担してくれるため、支払う金額（自己負担額）が大きく減ります
- ◆ 医療費が高額になったときに助けてもらえる制度など、生活を守るための仕組みがあります

公的医療保険にはいくつかの種類があり、働き方や年齢によって加入先が変わります。
このうち、**国民健康保険**は、会社の健康保険や75歳以上の後期高齢者医療制度に入っていない自営業者、学生、無職の方、外国人の方（在留期間が3か月を超える方）などの幅広い方が加入しなければなりません。

国民健康保険の加入条件

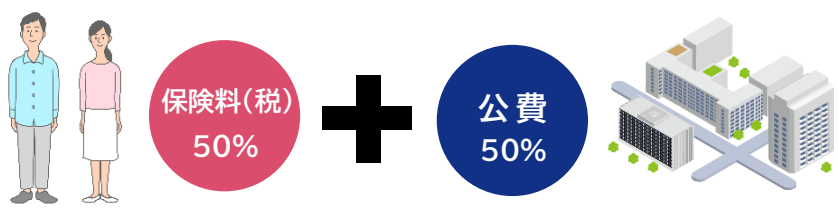
国民健康保険に加入するのは、お住まいの市区町村に住所があり、次のいずれかに該当する方です。



国民健康保険の財政

国民健康保険の医療費はどう支えているの？

国民健康保険で必要となる医療費は、加入者が支払う保険料（税）と、公費※によって支えられており、国民健康保険制度全体の医療費の約半分（50%）は公費によってまかなわれています。



※公費：国・都道府県・市区町村が負担する財源

この仕組みにより、一人ひとりの負担を抑えながら、社会全体で医療を支える制度となっています。

国民健康保険の給付と受診方法

国民健康保険に加入している方は、病気やけがで医療機関を受診する際に、受付でマイナ保険証か資格確認書を提示することで、医療費の一部（通常は3割）を負担するだけで済みます。

国民健康保険では次のような給付が受けることができます。

- 療養の給付：医療機関での診察や治療、薬の処方など
- 入院時の食事療養費：入院中の食事代
- 高額療養費：医療費の自己負担が高額になった場合、一定額を超えた分が払い戻されます

国民健康保険に加入すると保険料（税）を納める必要があります

国民健康保険の保険料（税）は、前年の所得や世帯の状況などをもとに計算されます。
市区町村ごとに金額や計算方法が異なります。

保険料（税）を納めない状態が続くと、市区町村から督促が行われます。

長期間納めないときには、次のような不利益が生じることがあります

- 財産が差し押さえられることがあります
- 給付が制限されるため、医療機関の窓口で医療費をいったん全額自己負担する必要になることがあります（後日、条件を満たした場合に払い戻しを受ける仕組みです）
- 保険料（税）の納付状況が在留期間の更新・在留資格の変更等の判断材料になります

保険料（税）は納付期限までに必ず納めましょう

Q&A

Q1. 社会保障協定を結んでいる国から来日しました。国民健康保険への加入は必要でしょうか。

国民健康保険への加入が不要な場合がありますので、加入する必要があるかどうかは、お住まいの市区町村の国民健康保険担当窓口で確認してください。

Q2. 退職して会社の健康保険から脱退した場合、国民健康保険への加入手続きはいつまでにすればいいですか。

14日以内に、お住まいの市区町村の国民健康保険担当窓口で手続きを行ってください。

Q3. 事情があって、保険料（税）の支払いが難しくなってしまった場合はどうすればいいですか。

経済的な理由などにより、保険料（税）や一部負担金の支払いが難しい場合には、減額や分割納付などの制度が利用できる場合がありますので、その際は早めに市区町村の窓口へ相談してください。



お問い合わせ

海南市役所くらし部保険年金課
TEL 073-483-8451 ／ 073-483-8404 ／ 073-483-8435
e-mail　hoken@city.kainan.lg.jp